

令和4年度

第25回大分県教育委員会 議事録

日 時 令和5年3月22日(水)  
開会16時00分 閉会16時31分

場 所 教育委員室

令和4年度  
第25回大分県教育委員会

**【議 事】**

(1) 議 案

第1号議案 大分県教育委員会が保有する個人情報の保護等に関する規則の  
制定について

第2号議案 学校職員の休日休暇及び勤務時間等に関する条例の施行規則等の  
一部改正について

第3号議案 博物館の登録に関する規則等の一部改正について

(2) 報 告

① 「大分県の学校部活動及び新たな地域クラブ活動の在り方等に関する方針」  
について

(2) その他

## 【内 容】

### 1 出席者

委 員	教育長	岡 本 天津男
	委 員 (教育長職務代理者)	林 浩 昭
	委 員	高 橋 幹 雄
	委 員	鈴 木 恵
事務局	理事兼教育次長	渡 辺 登
	教育次長	三 浦 一 雄
	教育次長	内 海 真理子
	参事監兼文化課長	森 健 治
	教育改革・企画課長	重 親 龍 志
	教育人事課長	大 和 孝 司
	体育保健課長	佐 保 宏 二
	教育改革・企画課 主幹 (総括)	新 貝 隆
	教育改革・企画課 主査	得 丸 祐 輔
	教育改革・企画課 主任	安 長 理 生

### 2 傍聴人

10 名

## 開会・点呼

(岡本教育長)

本日は、テレビカメラ3台が撮影を行います。

(岡本教育長)

委員の出席確認をいたします。

本日は、岩崎委員及び岩武委員が欠席です。

それでは、ただ今から、令和4年度第25回教育委員会会議を開催します。

## 署名委員指名

(岡本教育長)

本日の議事録の署名については、高橋委員にお願いします。

## 会期の決定

(岡本教育長)

本日の会議はお手元の次第のとおりです。会議の終了は16時35分を予定していますので、よろしくお願いします。

## 【議案】

### 第1号議案 大分県教育委員会が保有する個人情報の保護等に関する規則の制定について

(1課〔教育改革・企画課〕入室)

(岡本教育長)

それでは、第1号議案「大分県教育委員会が保有する個人情報の保護等に関する規則の制定について」提案しますので、教育改革・企画課長から説明をしてください。

(重親教育改革・企画課長)

第1号議案「大分県教育委員会が保有する個人情報の保護等に関する規則の制定について」ご説明します。

資料2ページをご覧ください。

「1 制定の理由」は、従来、地方公共団体の個人情報の取扱いについては、各団体の条例で定められていましたが、個人情報保護法の一部改正により、全国共通のルールが定められ、令和5年4月1日から施行されることとなりました。本県においても、令和4年第4回定例県議会にて、大分県個人情報保護法施行条例が制定されました。

このことに伴い、県教育委員会においても、法及び条例の施行に関し、必要な事項を定めるものです。

「2 制定する規則の概要」は、大分県教育委員会が保有する個人情報の保護等については、教育長が別に定めるもののほか、知事が保有する個人情報の保護等に関する規則の例によることを定めるものです。

なお、知事が定める規則の規定事項は、「3 参考：知事規則の規定事項」に記載のとおりで、主なものとしては、行政文書の対象外となる学術研究等の資料を有する施設の指定や、開示請求等の様式、開示の実施方法及び写しの交付等に要する費用の納付方法となっています。規則の規定事項については、教育委員会において、規則として独自に定める必要があるものがないため、知事が定める規則によれば足りることから、教育委員会規則としては「知事の規則の例による」こととしております。なお、教育長が別に定めるものとして想定しているものは、規則よりも詳細な手続に関することを定める事務取扱要綱などが予定されています。

資料3ページの「4 大分県教育委員会が保有する個人情報の保護等に関する規則の廃止」に記載のとおり、現行の規則は、今回の規則の制定に合わせ、廃止いたします。

以上、ご審議をよろしく申し上げます。

(岡本教育長)

ただ今説明のありました議案について、審議を行います。  
ご質問・ご意見はありませんか。

【質問・意見なし】

(岡本教育長)

それでは、第1号議案の承認について、お諮りいたします。  
承認される委員は、挙手をお願いします。

(採決) 全員挙手

(岡本教育長)

第1号議案については、提案のとおり承認します。

## 第2号議案 学校職員の休日休暇及び勤務時間等に関する条例の施行規則等の一部改正について

(2課〔教育改革・企画課、教育人事課〕入室)

(岡本教育長)

それでは、第2号議案「学校職員の休日休暇及び勤務時間等に関する条例の施行規則等の一部改正について」提案しますので、教育人事課長から説明をしてください。

(大和教育人事課長)

第2号議案「学校職員の休日休暇及び勤務時間等に関する条例の施行規則等の一部改正について」説明します。

資料15ページをご覧ください。

「2 改正理由」に記載のとおり、地方公務員法の一部改正により、令和5年度から職員の定年年齢が段階的に引上げとなり、現行の再任用制度が廃止され、新たに定年前再任用短時間勤務制度が設けられること等に伴い、関係規則の整備を行うものです。

新たな再任用等制度について改めて説明します。資料16ページの「3 定年の段階的引上げのイメージ図」をご覧ください。令和5年度から定年年齢が段階的に引上げられ、令和4年度末時点で59歳の職員の定年年齢は、61歳となります。今後1歳ずつ定年年齢が引上げられ、令和4年度末の年齢が55歳の方から定年年齢が65歳となります。

資料17ページの「5 60歳以降の選択肢の概念図」の左の図をご覧ください。60歳に達する翌年度以降、定年年齢に達するまでの間は継続任用（フルタイム勤務）、短時間勤務を行う定年前再任用短時間勤務職員、再雇用非常勤職員のいずれかを選択する制度となります。

資料15ページを再度ご覧ください。

「3 主な改正内容」は、制度改正を踏まえ「学校職員の休日休暇及び勤務時間等に関する条例の施行規則等」に定年前再任用短時間勤務職員の新設、現行の再任用職員の廃止等を行うものです。

なお、施行日については、令和5年4月1日です。

以上、ご審議をよろしく申し上げます。

(岡本教育長)

ただ今説明のありました議案について、審議を行います。

ご質問・ご意見はありませんか。

(高橋委員)

定年年齢が65歳まで引上げられますが、教職員の人材不足等により、さらに引上げられる可能性はありますか。

(大和教育人事課長)

現時点では、国から定年年齢をさらに引上げるという方針は示されておりません。

(鈴木委員)

短時間勤務ができるなどの働き方の選択肢が増えることは良いことだと思います。

(岡本教育長)

それでは、第2号議案の承認について、お諮りいたします。  
承認される委員は、挙手をお願いします。

(採 決) 全員挙手

(岡本教育長)

第2号議案については、提案のとおり承認します。

### **第3号議案 博物館の登録に関する規則等の一部改正について**

(2課〔教育改革・企画課、文化課〕入室)

(岡本教育長)

それでは、第3号議案「博物館の登録に関する規則等の一部改正について」提案しますので、文化課長から説明をしてください。

(森参事監兼文化課長)

第3号議案「博物館の登録に関する規則等の一部改正について」説明します。  
資料10ページをご覧ください。

「1 法改正の背景」については、博物館法が制定されてから約70年が経過し、博物館の設置形態が多様化したことや、まちづくり、国際交流及び観光等の機関と連携した文化施設としての役割が求められていること、デジタル技術を活用した新しい鑑賞・体験モデルの構築が求められていることなどから一部改正されたものです。

「2 法改正の概要」についてです。「② 博物館登録制度の見直し」として、大きく2つ記載しております。

1つ目は「登録要件の見直し」です。

改正前までは、地方公共団体、一般社団法人、財団法人等に限定していた博物館の設置者要件を改め、法人類型に関わらず、登録ができるよう整備されています。また、都道府県教育委員会が登録の審査を行います。博物館事業を行う体

制等の基準に適合するかを審査し、基準の詳細は、文部科学省令を参酌し、都道府県教育委員会が定めることとされています。

2つ目は「登録審査の手続き等の見直し」です。

登録された博物館の運営状況について、定期的に都道府県教育委員会に報告することなどが盛り込まれています。

「3 博物館法施行規則の一部を改正する省令〔博物館の登録に係る基準を定めるに当たっての参酌すべき基準〕」をご覧ください。

参酌すべき基準として「博物館の体制」「博物館の職員」「博物館の施設及び設備」が省令第19条から第21条までに規定されています。

具体的に「博物館の体制」については「博物館資料の収集、保管、展示及び調査研究の実施に関する基本的運営方針を策定し、当該方針を公表し、相当の公益性をもって博物館を運営する体制を整備していること」や「博物館資料の収集及び管理の方針が定められ、当該方針に基づき、博物館資料を体系的に収集する体制を整備していること」等が規定されています。

「博物館の職員」は「博物館の管理運営を行うことができる館長が置かれていること」や「学芸員が置かれていること」等が規定されています。

「博物館の施設及び設備」は「博物館事業を安定的かつ継続的に行うことができる施設、設備が整備されていること」や「防災及び防犯のために必要な施設及び設備を有していること」等が規定されています。

資料11ページの「4 規則改正（案）の内容」をご覧ください。

1つ目は、博物館の登録に関する規則の一部改正です。

この規則は、博物館の登録に関し必要な申請、審査、変更又は廃止の届出等の手続きについて定めており、博物館の登録に係る基準等を定めるため、今回一部改正します。

改正（案）の概要については、規則第3条に文部科学省令を参酌した博物館の体制、職員、施設及び配置に係る基準を新設します。

また、規則第2条第2項に申請に必要な添付書類として「博物館の設置条例の写し」「法人の登記事項証明書」「博物館資料の収集、保管、展示及び調査研究に関する基本的運営方針及び当該方針の公表方法を示す書類」「博物館資料の目録」「館長及び学芸員の氏名、職務内容、経歴を記載した書類」「博物館の事業に用いる建物及土地の図面」などを新設します。

併せて、規則第6条に登録された博物館の運営の状況に係る定期報告を新設します。

2つ目は、大分県立歴史博物館管理規則の一部改正です。

この規則は、大分県立歴史博物館の設置及び管理に関する条例第6条の規定に基づき、博物館の組織、運営、その他必要な事項を定めており、博物館法に「博物館が行う事業」として、博物館資料のデジタル・アーカイブ化等が整備され、条例に電磁的記録等を追加するため、規則も同様の改正を行うものです。

施行期日は、両規則とも令和5年4月1日を予定しています。

資料12ページをご覧ください。



上の表は、令和5年3月1日時点の県内の登録博物館の一覧です。

登録博物館は、博物館法の施行後から5年間は、経過措置として、登録博物館とみなされますが、5年を経過する日までの間に新たに登録の申請が必要となります。

下の表は、県内の博物館相当施設の一覧です。

博物館相当施設は、博物館に類する事業を行う施設として、都道府県教育委員会に指定された施設であり、博物館法等の施行後は、博物館相当施設が登録の申請を行い、登録に係る基準を満たせば、博物館の登録を受けることができます。

最後に、博物館の登録に関する規則の一部改正（案）に審査基準を新設することから、令和5年2月21日から3月20日の間に、県民意見募集を行いました。が、県民からの意見はありませんでした。

以上、ご審議をよろしく申し上げます。

（岡本教育長）

ただ今説明のありました議案について、審議を行います。

ご質問・ご意見はありませんか。

（林委員）

博物館の館長や学芸員となるためには、資格が必要ですか。

（森参事監兼文化課長）

学芸員については、国の資格となっており、試験を受験し、資格を取得する必要があります。

館長については、人物的要素や専門的知識等を考慮し、適任者を任命するという形になっており、資格は特段必要ありません。

（林委員）

県内の登録博物館と博物館相当施設の表が記載されていますが、県内全ての博物館が網羅されていますか。

登録博物館や博物館相当施設に今後なることができる博物館や、登録されない博物館もありますか。

また、県内の博物館はどのように把握していますか。

（森参事監兼文化課長）

表には、博物館法に規定する登録博物館と博物館相当施設のみを記載しています。

県内には、湯布院にあるオートバイの博物館など任意の博物館も多くあります。なお、任意の博物館については、市町村を通じて、把握に努めています。

(林委員)

任意の博物館も今後、博物館法の博物館になる可能性はありますか。

(森参事監兼文化課長)

あります。

(林委員)

博物館法の博物館として登録されると、どのようなメリットがありますか。

(森参事監兼文化課長)

税法上の優遇措置や、市町村立の博物館であれば特別交付税の申請が可能となる  
ことが挙げられます。

あわせて、目に見えないメリットとして「格」があります。博物館が対外的やり  
とりをするなかで、登録をしているか否かということが、非常に大きな要素と  
なります。

(岡本教育長)

それでは、第3号議案の承認について、お諮りいたします。  
承認される委員は、挙手をお願いします。

(採 決) 全員挙手

(岡本教育長)

第3号議案については、提案のとおり承認します。

## 【報 告】

### ① 「大分県の学校部活動及び新たな地域クラブ活動の在り方等に関する方針」 について

(3課〔教育改革・企画課、体育保健課、文化課〕入室)

(岡本教育長)

次に、報告第1号「『大分県の学校部活動及び新たな地域クラブ活動の在り方  
等に関する方針』について」体育保健課長から説明をしてください。

(佐保体育保健課長)

資料1ページをご覧ください。

国は、平成30年に策定した運動部活動及び平成31年に策定した文化部活動

の在り方に関する総合的なガイドラインを統合するとともに、全面改訂した「学校部活動及び新たな地域クラブ活動の在り方等に関する総合的なガイドライン」を令和4年12月に策定しました。そのなかで「学校部活動の地域連携や地域クラブ活動への移行を推進すること」「令和5年度から令和7年度を改革推進期間とし、段階的・計画的に推進すること」「県は市町村に対して、方針や取組内容、スケジュール等を周知すること」等の方針を示しました。

国は、令和4年12月にガイドラインを策定するまで、休日の部活動の地域移行について、令和7年度末を目途と定め、取組を進めていく方針を打ち出しておりましたが、新たなガイドラインにおいては、目途という言葉が消え「令和5年度から令和7年度までの3年間を改革推進期間として地域連携・地域移行に取り組みつつ、地域の実情に応じて可能な限り早期の実現を目指す」という文言へ変更されました。

このようななかで、上段に記載しておりますが、本県では、少子化に伴う部活動生徒の減少が続いており、学校単位での活動が難しい状況がみられることから、市町村に対し、望ましいスポーツ・文化芸術環境を構築するため、検討委員会を設置し、生徒・保護者・教職員等へのアンケート等を参考に、部活動改革を進めるよう指導・助言してきました。

新たな国のガイドラインでは、令和7年度末の目途という言葉がなくなりましたが、本県では、学校単位での子供たちのスポーツ・文化芸術活動が成り立たなくなっていることやガイドラインから目途という言葉がなくなったことにより、市町村によっては、改革が停滞し、進捗状況に大きな差が生じることが懸念されることから、本県独自の方針を策定いたしました。

方針策定までの経緯については、資料2ページをご覧ください。

令和4年12月の国のガイドライン公表後に体育保健課及び文化課にて方針の素案を作成し、令和5年2月7日に教育庁内の関係各課で構成される「学校部活動改革に係るプロジェクト会議」において、部活動の地域移行に係る本県の方針（案）について協議を行いました。その後、2月15日に運動部、2月16日に文化部において、学識経験者及び関係団体等の代表者で構成される大分県部活動検討委員会を開催し、国のガイドラインや本県の現状について説明し、方針案について、意見を伺いました。

検討委員会においては、今回の方針の柱となる地域移行に向けた、県独自の方針についての意見はありませんでしたが「受け皿となる団体の確保」や「指導者の確保」「活動場所の確保」「会費等の経費負担」等の意見をいただきました。いただいた意見は、今後市町村が取組を推進するなかで、指導助言を行っていきたいと考えています。

次に、策定した本県の新たな方針について、説明しますので、資料1ページを再度ご覧ください。

構成については、国のガイドラインと同様に、4つの項目で構成しており「Ⅰ 学校部活動」については、平成30年及び平成31年に策定した方針を踏襲した内容としております。「Ⅱ 新たな地域クラブ活動」から「Ⅳ 大会等の在り方」

については、今回の中学校部活動の地域連携や地域移行に関連する箇所となり、新たな項目として追加しています。

各項目の内容について説明します。

「Ⅰ 学校部活動」については、学校部活動を実施する場合の適正な運営等の在り方を示しています。主な内容として、前回の方針策定の際、論点となりました「適切な休養日等の設定」については、平成30年及び平成31年の方針の全ての内容を踏襲し、中学校の基準として「週当たり2日以上 of 休養日を設け、活動時間は長くとも平日2時間程度、休業日3時間程度」とし、高校の基準についても「原則、週当たり2日以上 of 休養日を設け、活動時間は、原則平日3時間程度、休業日4時間程度」としています。

「Ⅱ 新たな地域クラブ活動」については、学校と地域との連携・協働により、生徒の活動の場として整備すべき新たな地域クラブ活動のあり方を示しています。主な内容の三つ目の○に記載しておりますが、新たに地域で行われるクラブ活動においても、生徒の心身の成長に配慮した活動が行われるよう「Ⅰ 学校部活動」の「適切な休養日等の設定」に準じた、活動を行うことを記載しています。

「Ⅲ 学校部活動の地域連携や地域クラブ活動への移行に向けた環境整備」については、本県における部活動の地域移行や地域連携のあり方を示しており、今回の方針の大きな柱となります。

主な内容の一つ目の○に記載しておりますが、市町村間の進捗状況に格差が生じないように「休日の部活動は、令和7年度末までに地域クラブ活動へと移行することを目指す」とし、目途を定めております。また、二つ目の○に記載しておりますように「地域の実情等により、令和7年度末までの移行できない場合であっても、合同部活動等の導入や部活動指導員、外部指導者を適切に配置する」ことにより、教員が休日の指導や大会引率に従事しない体制を構築するとともに、生徒の活動環境を確保することとし、生徒の活動環境の確保と教員の負担軽減も目指す内容となっております。また、三つ目の○に記載しておりますが、今回の方針については、改革推進期間終了後に、県内の進捗状況等を検証し、見直しを行うことを明記しています。

「Ⅳ 大会等の在り方」については、大会等の主催者に対して、学校と連携した地域クラブが参加できるよう、大会参加資格の見直しを行うことを示しております。このことについては、大分県中学校体育連盟において協議され、令和5年度からの大会参加資格の見直しが行われました。現在、県内の各中学校、保護者及び生徒に対して、リーフレットが配付され、周知が行われております。

策定した方針については、資料3ページから資料23ページに掲載しております。

今後の日程について、資料2ページをご覧ください。

本教育委員会会議終了後、県立学校及び市町村教育委員会、関係機関・団体に方針の策定について通知し、学校等へ周知を行います。

市町村教育委員会においては、今回の方針を参考に、学校部活動の地域移行等に向けた取組内容やスケジュールを示した推進計画等を今後策定することとなり

ます。

県としても、市町村訪問や各種会議等を通じて、市町村の進捗状況等を把握し、課題解決に向けた指導助言を行いながら、取組の推進を支援します。

説明は、以上です。

(岡本教育長)

ご質問・ご意見はありませんか。

(高橋委員)

学校部活動及び地域スポーツ活動は、総合的に取り組む必要があります。  
指導者の確保等の検討をお願いします

(鈴木委員)

私の子どももスポーツをしています。子どもが少なく、合同チームになる予定です。また、私の住んでいる地域でもチームが少なくなっています。現在、ワールド・ベースボール・クラシックで盛り上がっていますが、地域ではスポーツ自体が存続できなくなるような状況があり、非常に深刻な問題と捉えています。このことがスポーツ全体の力を弱めることになるのではないかと懸念しています。

また、保護者負担の増やチーム名から学校名が消えてしまう可能性があり、伝統が消える寂しさなどもあります。

子どものために、スポーツを通じて、何を伝え、何を学ばせるかを大人が準備する必要があります。

深刻な問題ですが、前向きに考えていきたいと思います。

(岡本教育長)

最後にその他、何かありますか。

それでは、これで令和4年度第25回教育委員会会議を閉会します。

ありがとうございました。